様式第１号(第７条関係)

　　年　　月　　日

　鉾田市長　宛

 住　所(所在地)

 氏　名(名称)

 　 　　 (代表者)

 連絡先 電話

　　　　　　　　　　　　　　　　（日中連絡がとれる電話番号をご記入ください。）

鉾田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金交付申請書

　鉾田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金交付要綱第７条の規定により次の書類を添えて申請します。

(１)　事業計画書(様式第２号)

(２)　補助金申請に関する誓約書(様式第３号)

(３)　登記事項等確認書類

ア　法人：商業登記簿謄本(全部事項証明書(交付日から３ヶ月以内のもの))

イ　個人：代表者のマイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し若しくは住民票抄本(交付日から３ヶ月以内のもの)

(４)　決算確認書類(直近１期分)

ア　法人：決算書(貸借対照表，損益計算書，個別注記表)

イ　個人：確定申告書(確定申告書(第一表・第二表)又は所得税青色申告決算書(１～４面)又は収支内訳書(１・２面)のいずれか

※申告時期等が未到来の場合，開業届又は設立登記簿の写し

(５)　市長が特に必要と認める書類

様式第２号(第７条関係)

事業計画書

【申請者情報】

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名(個人の場合は屋号) |  |
| 代　表　者　名 |  |
| 事業形態(いずれかに☑) | □法人 | □個人事業主 |
| 資本金の額(出資の総額) | 円 |  |
| 従業員数(役員等は除く) | 人 |
| 業　　　　　種(該当するもの全てに☑) | □製造業　　□卸売業　　□小売業　　□宿泊業□飲食サービス業　　□建設業　　□その他(　　　　　　) |
| 連絡担当者 |  |
| 電話番号 |  |
| Ｅ－ｍａｉｌ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請概要 | 申請事業(いずれかに☑) | □省エネ機器導入事業　□電気自動車等導入事業　□断熱効果の高いリフォーム事業 |
| 事業所の名称 | ※申請する器機の導入・工事等を行う事業所の名称をご記入ください。 |
| 事業所の所在地(住所) |  |
| 事業開始予定日 | 　　年　　月　　日 |
| 事業完了予定日 | 　　年　　月　　日 |
| 補助金交付申請額※１ | 　　　　　　　　　　　　円 |

※1　(別紙)「補助金交付申請額」の金額を記載

【電気自動車等導入事業】

(別紙)

〇電気自動車の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 使用する事務所・店舗等の名称 |  |
| 場　　所(住所) |  |
| 導入する車両の使用目的(具体的に記載してください。) |  |

〇補助金交付申請額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 車種名 | メーカー | 型式 | 車両本体価格(税抜)※値引等の後の価格 |
|  |  |  | …①補助対象経費 |
| 補助金交付申請額(①×２／３)※千円未満切り捨て，かつ，20万円が上限 |  |

【添付書類】

１．見積書又は領収書(申請者名義の宛名が記載されているもので，経費の明細が分かるもの)の写し

　※領収書が発行されない等の場合は，支払いが確認できるものの写しを提出してください。

２．省エネ性能が分かる車両カタログの写し又はメーカー若しくは提携販売店等が発行する資料

電気自動車等導入事業の要件等

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象電気自動車等 | 要件等 |
| 電気自動車，プラグインハイブリット車 | ・営業用に導入する新車で，営業用に使用する車両と証明できるもの※自家用との兼用は不可・鉾田市内で使用されるものであること※車庫証明や申告等で営業用，かつ，鉾田市内で使用されるものと証明できるもの・社名等を明記できるものであること※マグネット等による記名は不可 |

※公租公課(消費税及び地方消費税額等)は補助対象外

様式第３号(第７条関係)

補助金申請に関する誓約書

　　年　　月　　日

鉾田市長　宛

|  |
| --- |
| 申請者 |
|  | 住所 |
|  | 氏名  |  |
|  | (法人にあっては，主たる事務所の所在地，その名称及び代表者氏名) |
|  | 電話番号 |

私は，下記の内容について，相違ないことを誓約します。

なお，事実と相違することが判明した場合には，当該事実に関して，市が行う一切の措置について，異議の申立てを行いません。

また，誓約した下記の内容について，市が確認のために行う関係機関への照会を行うことについて承諾します。

記

１　要綱第３条に規定する補助対象者の要件を満たしています。

２　市税及び市民法人税の滞納はありません。

３　宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としておりません。

４　鉾田市暴力団排除条例(平成23年鉾田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第２条第１号から第３号までに規定する暴力団及び暴力団員，暴力団員等に該当しておりません。

５　暴排条例第２条第１号及び第２号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しておりません。

６　法人でその役員のうちに，暴排条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者はおりません。

７　鉾田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金交付要綱及び関係法令等を遵守します。

８　鉾田市から報告・立入検査等の求めがあった場合は，これに応じます。

９　補助金の取消等により返還の命令があった場合は，これに応じます。